

区分	種目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
給付	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害 2 級以上の原則 3 歳以上の障害児者	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害児者が容易に使用し得るもの	85,000円 (録音再生機)	6 年
			②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害児者が容易に使用し得るもの	48,000円 (再生専用機)	
給付	視覚障害者用時計	視覚障害 2 級以上 なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	触読 10,300円 音声 13,300円	10年
	点字タイプライター	視覚障害 2 級以上の障害児者（本人	視覚障害者が容易に使用し得るもの	63,100円	5 年

		が就学若しくは就 労しているか又は 就労が見込まれる 者に限る)			
電磁調理器	視覚障害 2 級以上 (視覚障害者のみ の世帯及びこれに 準ずる世帯) 及び 児童相談所又は知 的障害者更生相談 所において知的障 害児・者として判 定された者で、障 害の程度が重度又 は最重度である18 歳以上の者	視覚障害者及び知的障害者 が容易に使用し得るもの	41,000円	6年	
視覚障害者用音 声式体温計	視覚障害 2 級以上 (視覚障害者のみ の世帯及びこれに 準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し 得るもの	9,000円	5年	
点字図書	主に、情報の入手 を点字によってい る視覚障害児者	点字により作成された図書	—	—	
視覚障害者用体 重計	視覚障害 2 級以上 の身体障害児者 (視覚障害者のみ	視覚障害者が容易に使用し 得るもの	18,000円	5年	

		の世帯及びこれに 準ずる世帯)			
視覚障害者用血 圧計	視覚障害 2 級以上 (視覚障害者のみ の世帯及びこれに 準ずる世帯)	視覚障害児者が容易に使用 し得るもの	15,000円	5年	
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害児者であ って、本装置によ り文字等を読むこ とが可能になる 者。原則として学 齢児以上	画像入力装置を読みたいも の(印刷物等)の上に置く ことで、簡単に拡大された 画像(文字等)をモニター に映し出せるもの	198,000円	8年	
歩行時間延長信 号機用小型送信	視覚障害 2 級以上 の障害児者であっ て原則として学齢 児以上のもの	視覚障害者が容易に使用し 得るもの	7,000円	10年	
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚 障害の重度重複障 害者(原則として 視覚障害 2 級以上 かつ聴覚障害 2 級)の身体障害者 であって、必要と 認められる者	文字等のコンピューターの 画面情報を点字等により示 すことのできるもの	383,500円	6年	
視覚障害者用活 字文書読上げ装	視覚障害 2 級以上 の障害児者であっ	文字情報と同一紙面上に記 載された当該文字情報を暗	99,800円	6年	

		て原則として学齢 児以上のもの	号化した情報を読みとり、 音声信号に変換して出力す る機能を有するもので、視 覚障害児者が容易に使用し 得るもの		
点字器（標準 型）	原則として学齢児 以上の視覚障害児 者		①32マス18行、両面書真鍮 板製 ②32マス18行、両面書プラ スチック製	10,800円 6,800円	7年
点字器（携帯 用）			①32マス4行、片面書アル ミ製 ②32マス12行、片面書プラ スチック製	7,450円 1,700円	5年
聴覚障害者用屋 内信号装置	聴覚障害2級（聴 覚障害者のみの世 帯及びこれに準ず る世帯で日常生活 上必要と認められ る世帯）		音、音声等を視覚、触覚等 により知覚できるもの	87,400円	10年
聴覚障害者用通 信装置	聴覚障害児者又は 発声・発語に著し い障害を有する		一般の電話に接続すること ができ、音声の代わりに、 文字等により通信が可能な	18,800円	5年

		児・者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる原則として学齢児以上の者	機器であり、障害児者が容易に使用できるもの		
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害児者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児者が容易に使用し得るもの	88,900円	6年	
情報・通信支援用具	視覚障害2級以上又は上肢障害2級以上の身体障害児者であって原則として学齢児以上のもの	視覚障害児者、上肢障害児者がパソコンを容易に利用できるようにする周辺機器やソフト	100,000円	5年	
人工喉頭	喉頭を摘出した音声・言語機能障害児者	①呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	5,150円	4年	

		(気管カニューレ付き)	8,240円	
		②顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの（電池充電器を含む）	72,250円	5年
埋込型人工喉頭 用人工鼻	喉頭を摘出した音声・言語機能障害児者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用している者	<p>呼吸を加湿・加温する機能に併せ、手動又は自動で気管孔を閉塞する機能を有し、シャント発声を可能とするもので、障害児者が容易に使用し得る次に掲げるもの</p> <p>ア 気管孔に取り付けるフィルター(カセット)</p> <p>イ アを取り付けるための接続器具</p> <p>ウ 接着剤及び剥離剤</p>	<p>一月当たり</p> <p>23,760円</p>	—
便器	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上</p> <p>(2) 難病患者等のうち、医師の意見書等で必要</p>	<p>障害者又は難病患者等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができず）。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。</p> <p>障害児が容易に使用し得るもの（手すりをつけること</p>	<p>4,450円</p> <p>9,850円</p>	8年

		性が認められる者	ができる)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。		
特殊便器	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 上肢障害2級以上の身体障害児者及び児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障害児・者として判定された者で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者 (2) 難病患者等のうち、医師の意見書等で必要性が認められる者		温水又は温風を出し得るものであり、障害児者、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	102,100円	8年
特殊マット	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障害1級		褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年

		<p>(常時介護を要する者に限る。)</p> <p>(2) 難病患者等のうち、医師の意見書等で必要性が認められる者</p>			
		<p>相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。)の程度が1級又は2級である者で、それぞれ原則として3歳以上の者</p>	<p>失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの</p>		
	特殊寝台	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p>	<p>腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使</p>	<p>154,000円</p>	<p>8年</p>

		<p>(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上</p> <p>(2) 難病患者等のうち、医師の意見書等で必要性が認められる者</p>	<p>用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの</p>		
訓練いす	<p>下肢又は体幹機能障害2級以上の原則として3歳以上の身体障害児</p>		<p>原則として付属のテーブルを付けるものとする。</p>	33,100円	5年
訓練用ベッド	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の原則として学齢児以上の身体障害児</p> <p>(2) 難病患者等のうち、医師の意見書等で必要性が認められる者</p>		<p>腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの</p>	154,000円	8年
特殊尿器	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p>		<p>尿が自動的に吸引されるもので、障害児者、難病患者</p>	67,000円	5年

		<p>(1) 下肢又は体幹機能障害1級の身体障害児者で、原則として学齢児以上の者（常時介護を要する者に限る。）</p> <p>(2) 難病患者等のうち、医師の意見書等で必要性が認められる者</p>	等又は介護者が容易に使用し得るもの		
入浴担架	<p>下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児者で原則として3歳以上の者（入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。）</p>	<p>障害児者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの</p>	82,400円	5年	
体位変換器	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害</p>	<p>介助者が障害児者又は難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの</p>	15,000円	5年	

	<p>児者で、原則として学齢児以上の者（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）</p> <p>(2) 難病患者等のうち、医師の意見書等で必要性が認められる者</p>			
携帯用会話補助装置	<p>音声機能若しくは言語機能障害児者又は肢体不自由児者であって、発声・発語に著しい障害を有する原則として学齢児以上の者</p>	<p>携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児者が容易に使用し得るもの</p>	98,800円	5年
入浴補助用具	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 下肢又は体幹機能障害児者であって、入浴に介助を必要と</p>	<p>入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児者、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うも</p>	90,000円	8年

	<p>する原則として 3歳以上の者</p> <p>(2) 難病患者等 のうち、医師の 意見書等で必要 性が認められる 者</p>	<p>のを除く。</p>		
移動用リフト	<p>次の各号のいずれ かに該当する者</p> <p>(1) 下肢又は体 幹機能障害2級 以上の身体障害 児者で原則とし て3歳以上のも の</p> <p>(2) 難病患者等 のうち、医師の 意見書等で必要 性が認められる 者</p>	<p>介護者が重度身体障害児者 又は難病患者等を移動させ るに当たって、容易に使用 し得るもの。ただし、天井 走行型その他住宅改修を伴 うものを除く。</p>	159,000円	4年
移動・移乗支援 用具	<p>次の各号のいずれ かに該当する者</p> <p>(1) 平衡機能又 は下肢若しくは 体幹機能に障害 を有し、家庭内</p>	<p>おおむね次のような性能を 有する手すり、スロープ等 であること。</p> <p>ア 障害児者又は難病患者 等の身体機能の状態を十 分踏まえたものであつ</p>	60,000円	8年

	<p>の移動等において介助を必要とする身体障害児者であり、原則として3歳以上の者</p> <p>(2) 難病患者等のうち、医師の意見書等で必要性が認められる者</p>	<p>て、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>		
頭部保護帽	起立や歩行が不安定で転倒しやすい障害児者	<p>転倒の衝撃から頭部を保護できるもの</p> <p>①スポンジ、皮を主材料に制作</p> <p>②スポンジ、皮、プラスチックを主材料に制作</p>	<p>15,700円</p> <p>37,900円</p>	3年
保護ブーツ	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、日常生活において車椅子を使用する者のうち、原則として3歳以上である者	車椅子使用時に下肢の保温や防寒による疾病防止又は怪我防止を目的としたもの	15,000円	3年
つえ	平衡機能や下肢、体幹に障害があ	①十分な強度を有する木材製。ニス塗装	2,310円	3年

		り、歩行の際に支持が必要な身体障害児者で、原則として学齢児以上の者	②転倒防止用のアイスピック等を装着する場合	(夜光材付 3,570円) 1,575円	
			①軽金属製	3,150円 (夜光材付 4,410円)	
			②転倒防止用のアイスピック等を装着する場合	1,575円	
視覚障害者用物品識別装置	視覚障害2級以上の身体障害児者であって原則として学齢児以上のもの	あらかじめ情報を登録した記録媒体を読み取り、対応する録音済みの音声を再生する機能を有するもので、視覚障害児者が容易に使用し得るもの		37,800円	5年
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する障害程度等級3級以上の	障害児者又は難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴う次に掲げるもの(屋内における改修及び玄関から道路までの通路部分等の屋外における改修に限る。) ア 手すりの取付け イ 段差の解消 ウ 滑り防止又は移動の円滑化等のための床又は通	一の住宅につき 200,000円(千 歳市障害者住宅 改修資金助成事 業の助成金の交 付を受けた者に ついては、当該 交付を受けた額 を含む。)まで		—

	原則として学齢児以上の者（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害２級以上の者） (2) 難病患者等のうち、医師の意見書等で必要性が認められる者	路面の材料の変更 エ 引き戸等への扉の取替え オ 洋式便器等への便器の取替え カ その他アからオの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修		
透析液加温器	腎臓機能障害３級以上の身体障害者で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者 腎臓機能障害３級以上の身体障害児で、原則として３歳以上のもの	透析液を加温し、一定の温度に保つもの	51,500円	5年
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	17,000円	10年
ネブライザー	次の各号のいずれかに該当する者	障害児者又は難病患者等が容易に使用し得るもの	36,000円	5年

電気式たん吸引器	<p>(1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児者であつて、原則として学齡児以上のもの</p> <p>(2) 難病患者等のうち、医師の意見書等で必要性が認められる者</p>		56,400円	
火災警報器	<p>障害等級2級以上の身体障害児者及び児童相談所又は知的障害者更生相談所において、障害の程度が重度又は最重度であると判定された者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの</p>	15,500円	8年
自動消火器	次の各号のいずれ	室内温度の異常上昇又は炎	28,700円	

		<p>かに該当する者</p> <p>(1) 障害等級2級以上の身体障害児者及び児童相談所又は知的障害者更生相談所において、障害の程度が重度又は最重度であると判定された者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</p> <p>(2) 難病患者等のうち、医師の意見書等で必要性が認められる者</p>	<p>の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの</p>		
	ストマ用装具	<p>膀胱・直腸機能障害を有し、ストマを造設した原則として3歳以上の身体障害児者</p>	<p>①蓄便袋</p> <p>低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチック</p>	<p>一月当たり</p> <p>8,858円</p>	—

			ックフィルム製		
			②蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製	一月当たり 11,639円	
紙おむつ	治療によって軽快する見込みのないストマ周辺の著しいびらん、ストマの変形等のため、ストマ用装具を装着することができないもの並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のあるもの並び	障害児者又は介護者が容易に使用し得るもの	一月当たり 12,000円	—	

		に脳性まひ等の脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難なもので、3歳以上のもの			
洗腸装具	治療によって軽快する見込みのないストマ周辺の著しいびらん、ストマの変形等のため、ストマ用装具を装着することができないもの並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のあるもの	障害児者又は介護者が容易に使用し得るもの	一月当たり 12,000円	—	
収尿器（男性）	脊椎損傷等の尿失	採尿器と蓄尿袋で構成し、			1年

用)	禁、排尿のコントロールが十分に出来ない原則として 学齡児以上の身体障害児者	尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製 ①普通型 ②簡易型	7,950円 5,900円	
収尿器（女性用）		①普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの。ラテックス製又はゴム製 ②簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付き。	8,800円 6,100円	
パルスオキシメーター	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 呼吸器機能障害、心臓機能障害又は同程度の身体障害者（児）であつて、在宅酸素療法を行っている者又は人工呼吸器を装着している者 (2) 難病患者等のうち、人工呼	①障害者（児）が容易に使用し得るもの。 ②呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、医師の意見書等で必要性が認められ、障害者（児）が容易に使用し得るもの。	42,000円 157,500円	5年

		吸器を装着している者であつて、医師の意見書等で必要性が認められる者			
	視覚障害者用地 デジ対応ラジオ	視覚障害 2 級以上で、原則として学 齡児以上の者	地上デジタル放送のテレビ 音声を受信可能なもので、 視覚障害者（児）が容易に 操作できるもの	29,000円	6年

(注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。